

	<h1 style="text-align: center;">阪神水道企業団公報</h1>	令和2年8月17日 第343号
		毎月15日発行
<h2 style="margin: 0;">目 次</h2>		
<p>◇規 則◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ul>		
<p>◇管理規程◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程</li> </ul>		
<p>◇告 示◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年第1回阪神水道企業団議会臨時会の招集</li> <li>○ 令和元年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告</li> <li>○ 阪神水道企業団監査委員の選任</li> <li>○ 企業長選挙の結果</li> </ul>		

## ◇規 則◇

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月20日

阪神水道企業団  
企業長 谷 本 光 司

阪神水道企業団規則第6号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正 後	改正 前
------	------

(災害の報告)

第4条 企業長は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

附 則

8 障害補償年金は、附則第4項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 省略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

9 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償

(災害の報告)

第4条 企業長は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

附 則

8 障害補償年金は、附則第4項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 省略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

9 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償

年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

15 遺族補償年金は、附則第10項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 省略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

15 遺族補償年金は、附則第10項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 省略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

<p>16 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>災害発生の日における法定利率</u>に当該終了する月の<u>前項</u>に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p>	<p>16 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の<u>同項</u>に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</li> </ol>	

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第8項、第9項、第15項及び第16項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

◇ 管 理 規 程 ◇

阪神水道企業団管理規程第6号

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月16日

阪神水道企業団  
企業長 谷本光司

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程  
阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（入札の公告）</p> <p>第4条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して<u>少なくとも10日前に阪神水道企業団前の掲示場への掲示その他の方法によつて</u>公告する。ただし、急を要する場合は、その期間を5日まで短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">（入札の公告）</p> <p>第4条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して<u>少なくとも10日前に阪神水道企業団公告式条例（昭和35年3月条例第1号）によつて</u>公告する。ただし、急を要する場合は、その期間を5日まで短縮することができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規程は、令和2年7月16日から施行する。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第21号

令和2年第1回阪神水道企業団議会臨時会を令和2年8月6日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和2年7月30日

阪神水道企業団  
企業長 谷本光司

記

付議事件

- 令和元年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告について
- 監査委員選任について
- 企業長の選挙

阪神水道企業団告示第22号

令和2年第1回阪神水道企業団議会臨時会において報告された令和元年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告については、次のとおりである。

令和2年8月6日

阪神水道企業団  
企業長 谷本光司

令和元年度阪神水道企業団 水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款 項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
					企業債	損益勘定留保資金			
		円	円	円	円	円	円	円	
資 産  本 設  的 改  支 良  出 費	耐震診断業務委託	49,500,000	0	49,500,000	0	49,500,000	0	0	新型コロナウイルス感染症対策に伴い、受注者において人員及び時間の確保が困難となったため。
	水質試験所改修工事	121,907,000	10,491,800	111,415,000	0	111,415,000	200	0	人札不調により契約手続に時間を要したこと及び新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したため。
	センター設備取替工事	293,150,000	247,968,000	45,182,000	0	45,182,000	0	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したため。
	配電設備改修工事	319,946,000	295,852,700	24,093,000	0	24,093,000	300	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したため。
	西宮ポンプ場改修工事その2	113,300,000	19,318,187	93,981,000	0	93,981,000	813	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したため。
	配水管更新工事	358,920,000	210,307,703	148,612,000	0	148,612,000	297	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したこと及び施工方法の変更に伴う協議等に時間を要したため。
	甲東ポンプ場分析計取替工事	15,840,000	13,003,100	2,836,000	0	2,836,000	900	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したため。
	甲東ポンプ場送配水用真空ポンプ取替工事	12,925,000	4,426,400	8,498,000	0	8,498,000	600	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したため。
計		1,285,488,000	801,367,890	484,117,000	0	484,117,000	3,110	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款 項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
					企業債	損益勘定留保資金			
		円	円	円	円	円	円	円	
水 道 事 業 費 用	受託工事事業	8,515,000	0	8,179,000	0	8,179,000	336,000	0	新型コロナウイルス感染症対策として、工事を一時中止したこと及び地元調整等に時間を要したため。
	総務事業	1,331,813,000	1,286,499,911	1,292,000	0	1,292,000	44,021,089	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事務用備品において、納期内の納品が困難となったため。
	計	1,340,328,000	1,286,499,911	9,471,000	0	9,471,000	44,357,089	0	

阪神水道企業団告示第23号

下記の者を、阪神水道企業団監査委員に選任した。

令和2年8月6日

阪神水道企業団  
企業長 谷本光司

記

坊池正  
丸岡鉄也

---

阪神水道企業団告示第24号

令和2年第1回阪神水道企業団議会臨時会において企業長選挙を執行した結果、次のとおり当選した。

令和2年8月6日

阪神水道企業団  
企業長 谷本光司

記

吉田延雄